

現 場 説 明 書	
工事名称	菊間第四県営住宅２８～３２号棟屋外給水設備改修工事 (令和７年度)
項 目	
説 明	1 設計図書等（本現場説明書や工事特記仕様書並びに図面等の書類をいう。）に十分目を通し、受注者が履行すべき事項を把握して入札すること。なお、設計図書等の記載事項に、疑義がある場合は必ず質問すること。
	2 千葉県建設工事適正化指導要綱に基づき、本工事の請負契約の適正化等に努めること。
	3 本工事契約後に監督職員等の承諾・確認等受けるべき工事関連書類は、営繕課HP内「県営注営繕工事関連提出書類一覧」を確認して作成すること。
	4 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、「建設業退職金共済証紙購入状況の確認について（千葉県）」を遵守すること。 https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/jigyousha/kensetsu/documents/kentaikyo-manual.pdf
	5 受注者は、本工事が対象となる請負業者賠償責任保険等の保険に加入し、保険証書の写しを提出すること。なお、受注者が自社事業全体を対象として年間で一括加入している場合は、その証書の写しと付保証明書の原本を提出すること。
	6 法令等による申請又は提出書類は、一覧表を作成し、遅滞なく関係機関に提出すること。作成した一覧表は、1部を監督員に提出し双方で管理する。
	7 工事箇所の近隣住民並びに近隣施設とのトラブルが発生しないよう配慮すること。万一、発生した場合は受注者側で処理すること。
	8 道路及び敷地周辺を汚した場合は、速やかに清掃のこと。
	9 既存工作物及び埋設物には十分注意し、破損した場合は、受注者の責任において速やかに復旧すること。
	10 施工においては県営住宅入居者及び近隣住民の安全に配慮し、大型機器等の搬入搬出の際は、交通整理員を配置すること。
	11 施工方法等に関して入居者に影響を及ぼす可能性がある場合、事前に監督員に協議し入居者と調整を行うこと。
	12 工事を施工するにあたり、居住者及び県営住宅の管理、運営に配慮すること。
	13 工事の実施に先立って開催する県営住宅入居者に対する説明会に参加、協力をするとともに工事のスケジュールや実施方法に関して、入居者へ事前の周知を行うこと。
	14 本工事を受注した場合は、適正な賃金台帳を作成し、その台帳に基づく調査票等の作成及び事業所の訪問調査・指導に協力すること。また、本工事の一部について下請契約を締結する場合も、下請業者は同様の義務を負う旨、下請契約に定めること。（労務費調査：請負金額が1000万円以上で、10月に現場施工する工事が対象）
事 項	15 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。 (1) 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 (3) 監理技術者補佐は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。 (5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、茨城県の都県内の工事でなければならない。 (6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 (7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
	16 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務する事となる場合、前項(1)～(8)の事項について確認できる書類を提出すること。
	17 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。
	18 本工事は、現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領第2条第1項第4号及び同条第2項に基づく現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない工事である。
	19 本工事は、千葉県営繕工事週休2日促進工事実施要領（令和8年1月30日改定）に基づき、発注者が週休2日に取り組むことを指定する通期の週休2日促進工事（発注者指定方式）である。
	20 本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握することにより、発注者における工事費積算のより一層の適正化を図ることを目的とした、「共通費実態調査」の対象工事である。なお、調査票は、以下に掲載している。 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000015.html
	21 受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年6月14日法律第35号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。
	22 「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型、胴ベルト型及びランヤード等）を使用すること。
	23 本工事を施工するにあたり、使用する建設機械においては、低騒音建設機械及び排ガス対策型建設機械を使用することとし、併せて低振動型建設機械を使用するよう努めること。
	24 本工事は、千葉県建設キャリアアップシステム活用工事の対象工事とする。 (1) 受注者は、工事の契約締結後、工事着手前にＣＣＵＳ活用の希望の有無について、監督職員と協議すること。 (2) 工事の実施にあたっては、「千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」に基づき行うこと。
項	25 本工事は、遠隔臨場の実施の可否について、契約後に受注者からの希望に基づき受発注者協議により決定する工事である。実施に当たっては「千葉県県土整備部営繕工事の建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」に基づくものとする。
	26 本工事は、受注者が希望する場合、受発注者間の協議に基づき、情報共有システムを活用することができる工事である。実施に当たっては「千葉県営繕工事情報共有システム実施要領」に基づくものとする。
	27 中東情勢の変化による影響により、工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延が生じた場合は、スライド条項（建設工事請負契約書第26条）に基づく請負代金額の変更や、受注者の責によらない資材納期遅延に伴う工期の延長について、発注機関と協議すること。
	28 本工事は、ナフサを由来とする建設資材について、中東情勢の変化等により供給の偏りや流通の目詰まりにより、入手が困難となっている資材（以下、「調達検討資材」）について、調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更により計上をする工事である。 (1) 調達検討資材は塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む）、防水材（シーリングを含む）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材を想定している。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 受注者は、次の①、②のとおり、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員に「調達検討資材に関する協議書（様式１）」を提出し、協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。 ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合 ② 設計図書とどりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む） (3) 設計変更に際し、受注者は、「調達検討資材に関する実施報告書（様式２）」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という）の資料を監督職員に提出する。 (4) 妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (5) 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の対象外とする。 (6) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
	質問及び回答 本工事に関して質問がある場合は、県土整備部都市整備局住宅課長宛てに回答欄付き文書で提出すること。 詳細は一般競争入札公告を参照すること。なお、質問がない場合は提出する必要はない。